施 設 基 準 等

Ⅰ　厚生労働大臣が定める掲示事項

◆　入院基本料について

・当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

当院は、下記の入院基本料の届け出を行っており、それぞれ下記の割合（日勤、夜勤あわせて）で看護職員を配置しております。

病棟毎の届け出基準（承認状況）		看護職員の配置数
3 階病棟 50床	地域包括ケア病棟入院料 1	入院患者13人に対し、看護職員1人以上 （時間帯、休日などで看護職員の配置が異なります）
4階病棟 49床	療養病棟入院料 1	入院患者20人に対し、看護職員1人以上 （時間帯、休日などで看護職員の配置が異なります）

尚、各病棟での看護配置は各病棟に掲示しております。

◆　入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体拘束最小化及び継続的に賃上げに係る取り組みについて

・当院では、入院の際に医師を始めとする関係職員が協働して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししています。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、意思決定支援、身体拘束最小化及び、継続的に賃上げに係る取り組みを実施している保険医療機関の基準を満たしております。

◆　明細書発行体制について

・医療の透明性や患者さんへの情報提供を推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。明細書には、使用した医薬品の名称や行われた検査の名称が記載されています。その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にその旨をお申し出ください。

Ⅱ　九州厚生局長への届け出事項

◆　基本診療料・特掲診療料の施設基準等に係る届出

・九州厚生局長への届出一覧ご参照ください。

◆　保険外負担に関する事項

（1）特別療養環境の提供

・特別療養環境室一覧をご参照ください。

（2）診断書・証明書及び保険外負担に係る費用

・保険外負担に係る一覧表をご参照ください。

◆　入院時食事療養費・入院時生活療養費について

・当院は入院時食事療養費（Ⅰ）及び入院時生活療養費（Ⅰ）の届け出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時・適温で提供しています。

・当院の4階病棟（療養病棟）では、65歳以上の方が入院された場合に、居住費を請求しています。

◆　入院期間が180日を超える場合の費用

・同じ症状による通算のご入院が180日を超えた場合、1日につき入院基本点数の15%に消費税10%を加算した額を特定療養費として徴収させていただきます。（一般病棟　ご負担額　1日につき 1,000 円（税込み））

◆ 基本診療料の施設基準等に関する事項

(1)電子的診療情報連携体制加算について

・当院は、医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等によって得た情報(受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な情報)を医師が確認できる体制を有しており、診療に活用しております。又、在宅医療においても居宅同意型のオンライン資格確認を行う体制も有しており、訪問診療に活用しております。

当院は、マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。又、電子処方箋の発行及び電子カルテ情報サービス等導入を進めております。

正確な情報を取得活用するために、マイナ保険証の利用にご理解とご協力をお願いします。

(2)医療安全への取り組み(医療安全対策加算2)

・当院では、安全な医療を提供するために、医療安全管理者等が医療安全管理委員会と連携し、より実効性のある医療安全対策の実施や職員研修を計画的に実施しています。

※患者相談窓口(1 階):診療内容に関すること・医療費に関すること・職員の接遇に関すること・退院後のこと・医療安全の相談など、患者さんの立場に立ち問題解決のためのお手伝いを致します。

(3)院内感染対策の取り組み(感染対策向上加算2)

・当院では、感染制御のチームを設置し、院内感染状況の把握、抗菌薬の適正使用、職員の感染防止等を行い、院内感染対策を目的とした職員の研修を行っています。

(4)協力対象施設入所者入院加算について

・当院は下記施設の協力医療機関として施設入所者の 24 時間緊急対応を行っております。

●介護老人保健施設ほうらい山荘　●特別養護老人ホームさわらび

●特別養護老人ホーム安雲拓心苑　●特別養護老人ホームやすらぎ荘

(5)入退院支援(入退院支援加算、入院時支援加算)について

・当院では、入退院支援及び地域医療連携室を設置し、当該部門に十分な経験を有する社会福祉士、看護師を配置し、入退院支援等を行う体制を整えています。患者さんが安心・納得して退院し、早期に住み慣れた地域で療養や生活を継続できるように、施設間の連携も推進し退院の支援を実施しています。

(6)機能強化加算について

・当院は地域における「かかりつけ医」機能を担うために以下の取り組みを行っています。

●他の医療機関の受診状況及びお薬の処方内容を把握した上で服薬管理を行います。

●健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。

●必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。

●介護・保健・福祉サービスに関するご相談に応じます。

●夜間・休日の問い合わせへの対応を行っております。

●事業継続計画(BCP)を策定し、災害等の緊急時にも診療を継続できる体制を整えています。

・医療機関名:医療法人　梶原病院　TEL:0979－22－2535

◆ 特掲診療料の施設基準等に関する事項

(1)下肢末梢動脈疾患移管する取り組みについて(下肢末梢動脈疾患指導管理加算)

・当院では、慢性維持透析を行っている患者さんに対し、下肢末梢動脈疾患に関する検査を行っております。検査の結果、専門的な治療が必要と判断した場合には、その旨を説明し同意をいただいた上で、連携医療機関へ紹介させていただいております。　●下肢末梢動脈疾患に関する連携医療機関:新行橋病院(福岡県行橋市)

(2)ベースアップ評価料について

・当院では、医療従事者の処遇改善及び安定した医療の確保を目的として、診療報酬改定に基づく外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)、入院ベースアップ評価料を算定しております。これに伴い、患者さんに負担をお願いする場合がございますが、よりよい医療サービスの提供と人材確保のため、ご理解とご協力をお願い致します。

(3)物価対応料

・令和８年６月の診療報酬改定に伴い、物価高騰への対応として物価対応料が新設されました。初診・再診と入院料算定時に所定の点数が加算されます。

Ⅲ　その他

◆個人情報保護

・当院は、個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会的責任と考えます。個人情報保護に関する方針を定め、職員及び関係者に周知を図り、これまで以上に個人情報保護に努めます。

◆敷地内禁煙

・当院は敷地内禁煙です。ご協力をお願いします。

◆後発医薬品(ジェネリック医薬品)について

・当院は、後発医薬品(ジェネリック医薬品)を積極的に採用しています。

・後発医薬品のある薬について、患者さんへ説明の上、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称により院外処方箋を発行すること)を行う場合があります。これにより、特定の医薬品の供給が不足した場合でも、同じ成分で別メーカーの医薬品により患者さんにとって必要な薬が提供されやすくなります。ご不明な点がございましたら薬剤師にお尋ねください。

◆後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)の選定療養について

・長期収載品の選定療養とは、令和６年の診療報酬改定により、令和６年10月１日から導入された制度で、患者さんが後発医薬品(ジェネリック医薬品)のある先発医薬品(長期収載品)を選択した場合に、その差額の２分の1を自己負担していただく仕組みです。院内薬局では、国が定める長期収載品のみの取り扱いのために患者さんに自己負担(長期収載品)が発生する可能性がありますのでご理解をお願い致します。

◆長期処方とリフィル処方箋について

・当院では患者さんの状態に応じ、28日以上の長期処方を行うこと及び、リフィル処方箋を発行することのいずれかの対応も可能です。

尚、長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かは、病状に応じて担当医が判断致します。

令和８年６月１日 現在

医療法人　梶原病院